

歴史学研究 第567号（1987年5月）抜刷

戦時下の朝鮮人労働者連行政策の展開と労資関係

遠 藤 公 嗣

戦時下の朝鮮人労働者連行政策の展開と労資関係

遠 藤 公 嗣

はじめに

本稿は、戦時下の日本へ政策的に連行された朝鮮人労働者の労資関係の分析を課題としている。この課題設定の持つ意義は、次の2点にある。

その第一は、戦前日本帝国主義の特質解明である。戦前日本帝国主義は、その再生産構造の一環に植民地を定置する関係を不可欠としていた。朝鮮はその中でも重要な植民地であった。本稿の課題は、植民地朝鮮がこの再生産構造の一環であった意味を解明する上で、一論点をなすものとする。しかも本稿は、これを戦前日本帝国主義の最終段階における、労働問題の側面から接近しようとしている。戦前日本帝国主義の最終段階では、植民地拡大をめざす「満州事変」「日華事変」は被侵略民族による強力な抵抗に遭遇し、かつ、米英との対立を不可避とした。これらは、日本帝国主義を崩壊せしめる「外圧」となった。同時に、中国侵略のための生産拡大には、朝鮮人労働者への労働力依存を不可避とした。この依存は国内における朝鮮人労働者の抵抗を生むことになり、日本帝国主義を崩壊せしめる「内圧」となった。本稿では、日本帝国主義の特質を、その最終段階における連行朝鮮人労働者に即して、解明したい。

その第二は、日本における第二次世界大戦後の「危機」の特質解明である。敗戦後、日本人労働者が運動を開始するのは、最も早いと思われる北海道の諸炭鉱でも、敗戦から40日余を経過したほぼ10月からであった。しかもその運動組織化は、一方では、労働者が自主的に要求を掲げ争議に突入した場合も多いものの、他方では、労働者の自主的な運動に先行し、経営が主導した「産報の裏返し」的労働組合が結成された場合も相当数にのぼった。敗戦からの40日余の空白とこの運動組織化の質にこそ、日本人労働者の運動の特徴は示されている。これに対し、連行されてきた朝鮮人中国人労働者については、敗

戦のその日にも運動が存在したことは注意されねばならない。彼らが多数連行された北海道諸炭鉱では、敗戦と同時に罷業が一般化し、戦時下の強圧的労務管理担当者の責任追求が行なわれた。そして、日本人労働者の運動は、実は、彼らの多大な援助下に開始されたものが多かったのである。日本人労働者と朝鮮人中国人労働者のこの相違は、戦後「危機」の特質を考える上で、是非とも解明されねばならない。本稿では、戦後「危機」の特質を、戦時下における朝鮮人労働者の抵抗が戦後の運動とどのように関連しているかという点から、解明したい¹⁾。

本稿の章別編成にも示されるように、戦時下の連行朝鮮人労働者の労資関係は2期に区分されるが、その画期は閣議決定に集約される政策の転換である。閣議決定に集約される政策は、経営内での朝鮮人労働者の位置と労務管理を規定し、そしてまた朝鮮人労働者の抵抗闘争に大きく影響しているからである。本稿では、各期別に章を分かってこれらを分析し、労働力不足の進展により政策の転換が余儀なくされる過程は、さらに章を別にしてのべられる²⁾。

- 1) 連行朝鮮人および中国人労働者と日本人労働者との相互関係の解明は、本稿の課題にとって重要である。しかし残念にも、本稿では全然ふれることができなかった。他日を期したい。
- 2) 戸塚秀夫「日本帝国主義の崩壊と『移入朝鮮人』労働者」(隅谷三喜男編『日本労使関係史論』東京大学出版会、1977年)は、1事業所の事例調査という困難ではあるが重要な調査を遂行し、それに依拠した貴重な労作である。しかし、戸塚氏も認めているように、対象となった北炭夕張は事例としての適切さに問題を残しており、その普遍一般化は制約されている。本稿は、戦時下の連行朝鮮人労働者の労資関係を、概括的ではあるが全体的にどう把握すべきかを課題としている。

I 1939年閣議決定下の労資関係

1 政策

「日華事変」勃発後、労働力不足が顕在化したこ

とは周知の事実である。特に鉱山、土木関係に著しく、この対策が戦時経済における最大問題の一つに数えられていた。

この労働力不足対策の一環に朝鮮人労働者が位置づけられたのは、「国家総動員法」に基づいて1939年7月4日閣議決定された「昭和14年度労務動員実施計画綱領」¹⁾に、「給源」の一つとして組込まれたのが最初である。この「綱領」の第一章第七「給源」の最後に「移入朝鮮人」が掲げられ、同章第十三には「朝鮮人の労力移入を図り適切なる方策の下に特に其の労働を必要とする事業に従事せしむるものとす」とされ、附表三で同年度に8万5,000人の「移入」を計上したのであった。この決定によって、初めて、鉱山、土木関係の資本が朝鮮内で労働者を「集団募集」することが認められた。この閣議決定の方針はいうまでもなく労働力不足対策であって、立案は厚生省が主導したものと推測される²⁾。

しかし、この閣議決定が1934年10月30日の閣議決定「朝鮮人移住対策ノ件」³⁾を改変しないまま決定されたことに、留意しなければならない。1934年閣議決定には、次のような現状認識と「朝鮮人移住対策要目」が示されていた。

朝鮮南部地方ハ人口稠密ニシテ生活窮迫セル者多数存シ之ガ為南鮮地方民ノ内地ニ渡航スル者最近極メテ多数ニ上リ畜サヘ甚シキ内地ノ失業及就業難ヲ一層深刻ナラシムルノミナラズ従来ヨリ内地ニ在住セル朝鮮人ノ失業ニモ益々甚シカラシメツツアリ

又之ニ伴ヒ朝鮮人関係ノ各種犯罪借家紛議其ノ他各般ノ問題ヲ惹起シ内鮮人間ニ事端ヲ繁カラシメ内鮮融和ヲ阻害スルノミナラズ治安上ニモ憂慮スベキ事態ヲ生ジツツアリ

朝鮮人移住対策要目

- 一、朝鮮内ニ於テ朝鮮人ヲ安住セシムル措置ヲ講ズルコト
- 二、朝鮮人ヲ満州及北鮮ニ移住セシムル措置ヲ講ズルコト⁴⁾
- 三、朝鮮人ノ内地渡航ヲ一層減少スルコト⁵⁾
- 四、内地ニ於ケル朝鮮人ノ指導向上及其ノ内地融和ヲ図ルコト

不況下の南朝鮮の過剰人口問題を、日本渡航により解決せず、「満州」と朝鮮内で解決すること、即ち渡航抑制方針が述べられている。そしてその理由

は、朝鮮人の流入による日本における過剰人口の更なる増加と、それに伴う治安問題の発生、この2点であった。

1934年閣議決定のこの方針は、1939年閣議決定とは相反するように思われる。では、なぜ1934年閣議決定は存続したのだろうか。この閣議決定に述べられている渡航抑制の理由の前者は、1939年には解消していたと考えてよい。なぜならば、1939年には日本の過剰人口問題は解決しており、むしろ労働力不足が問題化していたからである。しかし治安対策を理由とする渡航抑制方針は変化しなかったと考えられる。このように判断しうる根拠は、「日華事変」勃発後の戦時経済化の進展という事態下でも、1938年7月の時点で朝鮮総督府と内務省は次のような見解⁶⁾を持っていた事実があるからである。

朝鮮総督府要望事項

内地方面より鮮内の朝鮮人労働者募集に就ては、所轄府県知事の募集の正当なることの証明書を添附出願せしむることとし、其の実情に依りては許可の方針を採りたし

同上に対する内務省回答

本件に就ては許可相成らざる様致され度

本項に対しては支那事変の進展に伴ひ各種産業の統制強化せらるるに從ひ内地在住朝鮮人の離職する者相当多数に上る見込に有之之が対策に関しては尠からざる困難を予想せらるる次第なるを以て今後一層取締を強化致度

この要望事項と回答から、朝鮮総督府と内務省の方針がほぼ明らかとなろう。朝鮮総督府は朝鮮における過剰人口の排出方針⁷⁾を、また内務省は治安対策として朝鮮人の日本渡航を抑制する方針を保持していたと考えられる。そして「集団募集」を認めた時点でもこの渡航抑制方針が維持されていたことが、1934年閣議決定の存続をもたらしたと推測されるのである。上記の要望事項と回答が、「集団募集」下の1941年の『社会運動の状況』まで掲載されていることから、これはうかがえよう。

さて、以上で「集団募集」決定期にあった3方針の内容が明らかになった。それは、厚生省の労働力不足対策方針、朝鮮総督府の過剰人口排出方針、内務省の渡航抑制方針であった。「集団募集」はこれら3方針の中で決定されることになる。しかし、それは統一された方針とはならなかった。各方針の分

立のまま、特に、内務省の縁故渡航と呼ばれる一般的な労働者の渡航を抑制する方針を基本としつつ、その例外として⁸⁹、厚生省の労働力不足対策方針の具体化たる「集団募集」を認めるものであった。とすれば、例外の意味も二面から理解されねばならないだろう。第一の意味は厚生省を主導者とする労働力不足対策の観点からである。対策としての朝鮮人労働者要請は例外で十分、即ち労働者不足を全面的に朝鮮人労働者によりカバーする意図を持たなかったのである。第二の意味は内務省を主導者とする治安対策の観点からである。渡航抑制をベースとし、「集団募集」は例外であることが必要、即ち治安政策的観点から朝鮮人労働者をなるべく少数にとどめる意図であったのである。

以上の二面の意味によって、例外として「集団募集」は行なわれたのであった⁹⁰。そして、例外であったこと、このことが二つの閣議決定の並行、及び三つの省庁の方針の分立という非組織性の原因をなしているのである。又、この非組織性こそ、戦時経済下の労働力不足への厳しい認識の欠如を示していた。

例外としての「集団募集」の実施は、以下の諸通牒で具体化される。7月28日内務厚生両次官より「朝鮮人労働者内地移住ニ関スル件」が出される。この内容は「朝鮮人労働者募集要綱」「朝鮮人労働者移住ニ関スル事務取扱手続」であろう。又、朝鮮総督府の側でも、9月1日総政務総監より「朝鮮人労働者募集並ニ渡航取締要綱」が出されたのである¹⁰⁰。

2 経営内での位置と労務管理

以上の政策は、経営内での朝鮮人労働者要請の質と、労務管理に深い関連を有している。

まず、彼らの生産過程における位置について検討しよう。彼らに適した作業として経営側は以下の如く判断していた¹¹⁰。

手押運搬作業及採炭掘進の後山（石炭、石研の積込）等に適す〔空知炭礦〕 機械的設備によらざる簡単なる炭積作業の如きは最適〔雄別炭礦〕 特に『ショベリング』に適する様思考す〔春採炭礦〕 坑内作業の中前記の通り出来高払に属する採炭夫、掘進夫、支柱夫、充填夫、運搬夫等に適す〔夕張炭礦〕 坑内運搬、坑外積込等の作業の他適せず〔三井砂川炭礦〕 坑

内作業は極単純なる研撚鉦車押等の作業に適し……坑外に於ても坑内同様平易なる作業にのみ服せしむるを可とす〔大盛鉦山〕 一般に技術的ならざる単純なる労務に適〔豊羽鉦山〕 坑内運搬等の作業に適し採鉦夫、支柱夫、機械夫等には不向〔静狩鉦山〕 適する作業(a)運搬夫（下積、採鉦場の掻方、鉦車押等）(b)鑿岩機夫、手掘夫〔鴻之舞鉦山〕

運搬関係の作業には適、熟練を要する採炭、採鉦、仕繰等の作業には不適と判断されていたとみてよい。

次に、朝鮮人労働者の依存度をみてみよう。炭鉱では、増員を朝鮮人労働者に依拠することは可能としながらも、次のように指摘されることが多かった¹²⁰。

鮮人ノミニ頼ルコトハ操業上支障アリ〔上山田炭礦〕 全従業員ノ三分ノ一迄可能〔大正炭礦〕 総人員ノ二割位ハ増員可能〔高田炭礦〕 全従業員ノ1.5〜2割マデ可〔北炭〕 従業員ノ四分ノ一迄可〔東見初炭礦〕

全体のほぼ2、3割が限度と考えられていたとみてよい。

さらに、多くの事業場では、朝鮮人労働者の契約期間は通例2年間であった¹³⁰。これは「集団募集」開始前の朝鮮人労働者のそれと同様であった。経営側は、労働力需給の変化に十分な弾力性をもって対処できる契約期間を希望していたのである。

以上、作業、依存度、契約期間の3点のみを検討した。これを通じていいうることは、特に労働力不足の著しかった鉦山においてすら、経営は朝鮮人労働者に全面的に依拠することを避け、日本人労働者の不足分の補完だけに止めようとしていた、と考えることである。もちろん、労働力不足は経営にとって深刻な問題であった。しかし、朝鮮人労働者要請の質は以上の如きものであり、これが例外としての「集団募集」で十分と考えられた基盤であった。

ところで、朝鮮人労働者の労務管理体制は如何なるものであったろうか。その強圧的性格は、体験者によって生々しく証言されている¹⁴⁰。たとえば、契約時に労働者には契約条件が十分には知らされないとか、労働者は義務として「合宿所」や寮に収容され、いわゆるタコ部屋生活を強いられるとか、日本人の寮長や係員による暴力的制裁が行なわれるとかである。本稿では、労務管理体制の中軸であった

「訓練」について、数点を指摘し、労務管理体制の意味を考えたい。

第一点は、「訓練」は当局から要求されながらも、各経営では、その体制は未確立・未整備のところが多かったことである。即ち、3ヶ月間の「訓練」は「集団募集」認可の条件とされ、その内容も標準的要綱が当局から示された¹⁶⁾。「訓練」立案は各経営による自発的立案でないのである。そのため実際の実施状況には疑問が残る、かつ経営による体制の整備は遅れがちであった。この間の事情は、1939年12月に次のように語られている¹⁷⁾。

各雇傭者はそれぞれ労働者の訓練所を造って戴くことを条件にして居ります。是は必ず御約束でございますから、各業者共やって戴けるものと思つて、又実施して居られるものと思つて、実は現場に行つて見たのでありますが、どうも区々で、未だ十分に整はない所があり、無関心の所もあり、中には非常に徹底して居る所もあります。実は此の問題に就ては、初め雇傭者の方面からは相当非難もありました。差当り人が必要なので人が足らぬのだから人さへあればよい。何を訓練などと生憎温い事を云ふのだと云ふ様な非難……

事実、労務管理の比較的進んでいるとされた北炭でも、当初は経営側に朝鮮事情や朝鮮語に詳しい人物を欠いていたことが知られている¹⁸⁾。

また、後に追加された「訓練」もある。一例を上げよう。北炭では「特別訓練」と称して「清心寮訓練要綱」が1940年4月10日に制定されている。この寮は「不良者」を3～60日収容し「感化訓練」を行うものとされていた。しかし、1940年11月から1943年2月19日までの収容延人員299名中、「逃走癖」は205名、「怠業癖」は28名となっており、事実上、「集団募集」当初の紛争と逃走続発に「労務係員が疲労困憊した」対策として設置されたのである¹⁹⁾。

第二点は、「訓練」は「皇民訓練」と「国語訓練」が重視されていたことである。その内容は、「皇民訓練」では「皇国臣民の誓詞」の斉唱²⁰⁾、「宮城遙拝」訓話等であり、「国語訓練」では、協和会作製の「協和国語読本」を使用するほか、作業用語の教育もあった。この「訓練」の企図するものは、固有の風俗や言語を持った朝鮮人の否定であり亜日本人化であった。当時の「皇国勤労観」イデオロギーは、

経営を超えた、国家と労働者の直接結合をめざす労務管理イデオロギーであったといつてよい。この労務管理に朝鮮人労働者を取りこむためには、朝鮮人を亜日本人化することこそ不可欠の条件だったのである。

第三点は、以上の「訓練」は警察や軍の出身者が多く担当していたことである。九州の数炭鉱で「半島巡査出身の労務課員が、この訓練に主として当」ったことが知られている²¹⁾。又、時期的に遅れるが、1944年3月現在で八幡製鉄所では「訓練指導員」16名中、1名を除いて、他は陸海軍の下士官出身者であった²²⁾。

以上3点の考察は次のことを示していよう。第一に、「訓練」という労務管理体制は初期に未確立であり、朝鮮人労働者到着後に漸次その不備を改めたこと。第二に、「訓練」の内容は、朝鮮人労働者の質を強制的に亜日本人的に規定することをめざしたこと。第三に、その担当者に象徴される如く治安対策的見地の濃いものであったこと。この3点である。強制的性格に注目するならば、例外としての「集団募集」労働者にも、基本としての治安対策的見地が貫徹していたこと、これがその本質であった。

3 抵抗闘争

労務管理体制に対して、朝鮮人労働者は多くの抵抗を行なった。

第一の抵抗形態は紛争の続発である。「集団募集」による朝鮮人労働者は1939年10月から到着しはじめたが、表1に示されるようにその当初から多くの紛争が起つた。そして、労働者到着の本格化

表 1 連行朝鮮人労働者の労働紛争

年	総 数		罷 業		怠 業		直接行動		そ の 他	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1939	32	4,140	14	1,456	3	255			14	2,025
1940	184	12,518	60	4,512	48	3,122			76	4,883
1941	48	3,140	14	1,204	11	855			23	1,081
1942	203	12,617	48	3,031	68	3,515	35	2,091	52	3,980
1943	235	13,481	36	2,651	41	2,755	80	4,532	78	3,543
1944	157	10,838	32	1,745	35	1,926	37	3,181	53	3,986

出典：1939～1942年は『社会運動の状況』、1943・1944年は『特高月報』1943年8月、1944年2月、11月号による。

注：原資料の集計に疑問のある時は、形態別の数による。1939年の総数は『社会運動の状況』1001頁より、形態別の数は1003～1008頁の一覧表による。総数とは一致しない。1942、1943年は「募集」「斡旋」労働者の和。1944年は11月警察局到着分までである。

する1940年には、184件1万2,518名の紛争議が起こっている。紛争議の実例は表2に示される。北炭は1939年中に2,460名の朝鮮人労働者を就業させた経営であった²³⁾。その経営で、到着後わずか3ヶ月間

にこれだけの紛争議が発生したことは、経営を驚愕させるに十分であった。事実、前述の如くその対策として「清心寮」が設けられたのである。次に、表2によってこの紛争議の性格を考察して

表2 北炭における1939年の朝鮮人労働紛争議の実例

番号	発生日	場所	参加者	概要	処理
[1]	10.21	幌内鉱業所 万字鉱	47人	移住朝鮮人労働者金教泳外3名は坑内作業中転覆せるトロの復旧方法を内地人労働者より指導するに当り言語の不通のため誤解を生じ、之を不親切なりと憤慨し出坑し他の同僚に対し「今坑内で内地人に棒を以て殴られんし電灯は取り上げられ、非常に危険だから逃げ出て来た、坑内作業は危険で出来ない」と誇大に吹聴し坑内稼働拒否を煽動せる結果、一同動揺し入坑を拒否するに至りたり	所轄署の説得により解決
[2]	11.8	幌内鉱業所 万字鉱美流渡坑	50	罷業 会社側の賃金引去り金に付不平を唱へたるもの	会社側の説明不徹底なるにより所轄所員説得す
[3]	11.12	新幌内鉱業所	140	坑夫金徳満と内地人指導員との間に喧嘩を生じたる所朝鮮人労働者140名は金に応援し事務所窓ガラス置物等を破壊し又は坑内に於て安全灯を奪取する等の暴行をなす	所轄署の説得により解決
[4]	11.14	幌内鉱業所 万字鉱美流渡坑	68	給与金中より健康保険その他の控除金あるを不服とし日給3円に値上を要求し罷業を断行す	同上
[5]	11.15	夕張鉱業所	238	剣春鎔が塩引一切を窃取したるを炊事夫に発見せられ殴打の上寮長加藤清に引渡したる処寮長更に2,3,4回同人を殴打したるを目撃せる朝鮮人労働者238名は寮長の更迭を要求して入坑を拒否す	所轄署員鎮撫す
[6]	11.17	夕張鉱業所 大新坑	28	坑内作業手朝鮮人金正濫外2名は内地人安藤与次郎より叱責せられ争闘をなしたるため之を聞知せる朝鮮人28名は挙って安藤を殴打せんとせるが安藤は巧みに他に避難せり、而して朝鮮人側は事件解決迄作業を中止すると称して無断出坑し坑口に於て会社係員と衝突し不穏動向を示したり	所轄署の説得により解決 安藤は傷害罪にて検挙
[7]	12.2	夕張鉱業所	136	坑内作業が危険なりとなし入坑を拒否し宿舍に引き揚げ同僚に吹聴したるため65名合流し職場変更を要求し罷業を断決せり所轄署に於ては主謀者10名を招致し説得中残員126名は大挙して同署に押寄せ不穏なる動向に出たり	全員同署に収容、説得したる結果、解決
[8]	12.6	幌内鉱業所 万字鉱 美流渡坑	68	12月1日坑内瓦斯爆発災害事故発生し同僚4名が死亡するや金米岩外3名は坑内作業危険なりと誇大に吹聴し罷業を煽動し他に転出又は休業を申合す等の不穏情勢を醸したり 変死者遺骨の引取りに來道せる遺族中鄭湖拭外3名は会社に対し「会社が危険なる処へ入れて働かせ死亡させたのだから会社に責任がある扶助料は何百倍貰っても遺骨は引取れぬ然し止むを得ない場合は規則の10倍か20倍位出せば引取る」云々と脅迫的態度に出たり	所轄署の説得により解決 鄭湖拭は脅迫罪に問擬して処置す
[9]	12.11	夕張鉱業所 夕張鉱	40	12月11日吹雪が相当猛烈なりしたため就労を拒否せんとするが係員の説得により238名は就労せるも尚40名は病氣と偽り就業せず翌12日吹雪止みたるも尚怠業を継続せり	所轄署の説得により解決 主謀者12名は厳重訓戒
[10]	12.13	夕張鉱業所	118	坑夫金判同が内地人労働者中川剛と作業場の事に付争闘し頭部に治療10日間を要する傷害を受けたるに端を発し内地人労働者と共同作業は不安に付半島人のみの作業場を設けられたしと要求罷業す	会社側並所轄署の説得により解決、中川剛を傷害罪として検挙
[11]	12.26	空知鉱業所	81	賃金支払額の精算不徹底の爲め、募集案内に2円50銭以上、5、6円迄とあるを以て2円50銭以上を支給され度更に炊事婦は朝鮮人を冷遇する故解雇のこと外一項目を要求一同結束罷業す	

出典：『社会運動の状況』1939年、1003～1008頁から引用。

注：これ以外にも紛争議の存在が推測される。北炭『七十年史・第一次稿本動労編』358頁には、食事問題を原因に1939年11月13日万字鉱美流渡坑で紛争が生じたとされている。

みたい。表2は11例にすぎないが、『特高月報』各月号に掲載されている多くの紛争議の特徴も同傾向である。まず争点について考察しよう。表2の実例は次の3類型に分類できる。

α 契約条件と実際の相違によるもの
……〔2〕〔4〕〔11〕

β 苛酷な労働条件をめぐるもの
……〔7〕〔8〕〔9〕

γ 日本人労働者や係員の暴力によるもの
……〔1〕〔3〕〔5〕〔6〕〔10〕

α型は、契約時に正確な契約内容が知らされていなかったことが、想起されるべきだろう。β型も同様である。労働条件を十分に知らされなかったことが、実際の苛酷な作業に直面した際に、紛争議を引き起こしたと考えられる。γ型では、労務管理体制の不備が想起されるべきである。労務管理体制の未確立・不備が、朝鮮人労働者に対して直接暴力による管理を行なわしめることになったと思われる。このような暴力的管理は、経営内で朝鮮人労働者に大幅に依存しないことを前提としつつ、深く根ざした日本人労働者の排外主義が加わってなされたものといつてよい。

つぎに形態について考察しよう。表2が示すところは、問題顕在化を契機として急速に行動がとられることが特徴である。事前の組織的準備は無かったものと思われる。これを判断しかねる事例もあるが、『特高月報』各月号を通じて組織的準備の事実を上げているものは極めて少数である。しかも処理の仕方を見ても、検挙者や送還者がなく「説得」により「解決」とされていることから、無かったと判断して良いのであろう。

したがって、紛争議の指導者には、意識的運動組織者は存在しなかったといつてよい。〔7〕等に「主謀者」が記されているが、権利意識を明確に持った労働者と解すべきだろう。

争点、形態、指導者についての以上の検討から、この時期の紛争議は、全体として自然発生的な性格であったと言える。その原因は、「訓練」にも示された如く初期の労務管理体制が未確立・未整備であり、巧妙さに欠けていたことであろう。とすれば、就業当初に多発するものの、労務管理体制が巧妙に整備されるに伴い漸減し得るものと考えてよい。表1の1941年の紛争議の少なさは、これによって説明

表 3 連行朝鮮人労働者の逃走

年	項目	連行者数		逃走者数		発見者数		備 考
		人	%	人	%	人	%	
1939		19,135		429(2.2)		56(13.1)		発見者数不明
1940		86,765		16,268(18.7)				
1941		126,092		43,031(34.1)		6,956(16.2)		
1942		157,664		60,441(38.3)		[2,693]		「募集」労働者 「斡旋」労働者 「募集」労働者 「斡旋」労働者
		90,897		19,003(20.9)		[250]		
1943		146,938		58,598(39.9)		[2,639]		
		219,526		60,137(27.4)		[795]		

出典：1939～1942年は『社会運動の状況』、1943年は『特高月報』1944年2月号による。各々年末現在数である。

注：〔 〕内の発見者数は、発見され朝鮮へ送還された者であり、元の事業場へ連れ戻された者は含まないと考えられる。

1943年6月末現在で次の指摘もある。「逃走者109,185名（全移入労働者ノ36%）（発見者11,750名……逃走者ノ11%）」〔治安状況に就て（警察部長会議に於ける保安課長説明要旨）“Archives” T1480所収〕。

されよう。

第二の抵抗形態は逃走の続発であった。表3によれば、逃走者数、比率とも年を経るにつれて増加していることが理解される。しかも、発見者数は著しく少数であった。労働力不足対策としての「集団募集」が、かくの如きおびただしい逃走者によって重大な打撃を受けたことは、容易に想像される。この原因として、警察は次の6点を上げている²⁴⁾。

(1)最初より計画的に内地渡航の手段として応募したるもの (2)職場に於ける事故等により作業に恐怖を感じたるもの (3)他人の煽動誘惑に依り転業するに至れるもの (4)作業の過労を嫌忌するもの (5)都会生活を憧れるもの (6)応募当時の労働条件と実際とが相違せりとて不満あるもの

この6原因は二分できる。その一つは(1)(3)(5)である。これらの原因は、朝鮮人労働者が好条件を求めて経済的理由に基づき行動したことを示している。渡航抑制政策を突破するため「集団募集」を利用し、好条件を求めて移動を行なう、こうした行動は、彼らが日本帝国主義への協力意識を持たなかったことを示すといつてよい。総力戦を戦わんとする日本帝国主義にとっては、この意味で、大きな障害となった。今一つは(2)(4)(6)である。これらの原因は、逃走が彼らの置かれた労務管理に対する消極的な抵抗であったことを示している。労務管理に対する抵抗が、紛争議として顕在化するか、あるいは逃走として消極的な形態をとるかは、状況により変わりうるものであったらう。

以上、紛争議と逃走の二面から1939年閣議決定下

の抵抗形態を検討した。その特徴は、一言で述べれば、自然発生的性格の強いものといつてよい。

4 小 括

1939年閣議決定による「集団募集」は、例外で十分であり、かつ例外であることが必要であった。この性格は経営内にも反映している。生産過程の基軸は朝鮮人労働者に依存しないことと、労務管理体制の特徴がそれである。そして、朝鮮人労働者は、労務管理体制に対して、自然発生的ではあるが果敢な抵抗を行なったのである。しかし、労働力不足の深刻化は、政策を例外で十分なものから例外では不十分なものへと転化させて行く。これに伴い、例外であることが必要であった面は後退せざるを得ない。次節では、例外では不十分な状況への転化が、労働力不足の深刻化により余儀なくされる過程をみる。

- 1) 中村隆英・原朗編『現代史資料43 国家総動員1』（みすず書房、1970年）428～436頁所収。従来の研究では、資料上の制約もあって政策上の画期に閣議決定を置くことが不明確であった。しかし、戦前日本の、特に総動員体制下では、各省庁の政策の最終的調整をへたものとしての閣議決定は、より重視すべきである。事実、後述のように朝鮮人労働者の位置づけは全て閣議決定で行なわれており、又中国人連行を決めたのも1942年11月27日閣議決定「華人労働者内地移入＝関スル件」〔中国人強制連行事件資料編纂委員会編『草の墓標』（新日本出版社、1964年）35～37頁所収〕であった。
- 2) 森田芳夫「在日朝鮮人処遇の推移と現状」（『法務研究』43集3号、1955年）は次のように述べる。「内務省警保局、拓務省管理局、厚生省社会局と協議し、同年〔1939年一引用者〕6月、厚生省職業部は、拓務省を通じて朝鮮総督府と折衝した結果、7月28日に内務厚生両次官名で昭和9年10月の閣議決定の例外として朝鮮人労働者を移入する方針と、これにもとづく募集要綱が通牒され、総督府も9月1日に総政務総監名で『朝鮮人労働者募集ならびに渡航取締要綱』を通牒した」（傍点は引用者、以下も同じ）。
- 森田芳夫は戦後に法務省や外務省にあって大著『朝鮮終戦の記録』（巖南堂書店、1979年）を著した人物であり、その経歴から正確度の高い叙述と思われる。
- 3) 1934年10月30日閣議決定「朝鮮人移住対策ノ件」〔“Selected Archives of the Japanese Army, Navy, and other Government Agencies”（以下“Archives”と略す）T1473所収〕。
- 4) これにもとづく朝鮮人の「満州」移民政策については満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』（御茶の

水書房、1972年）226頁以下に詳しい。同著では、この政策は朝鮮総督府主導となっている。

- 5) 朝鮮人は、法的には、大日本帝国臣民であって朝鮮から日本への国内移動を法的に禁止することはできなかった。そのため警察官による「論止」が渡航抑制手段とされた。
- 6) 1938年7月21日「朝鮮人ノ内地渡航取締＝関スル朝鮮総督府ノ要望事項＝対スル内務省ノ回答」〔『社会運動の状況』1941年〕886～889頁所収。この回答は1938～1941年の『社会運動の状況』に掲載されている。
- 7) 朝鮮総督府の方針は、1934年閣議決定と「満州」移民政策、この1938年の要望、及び1941年1月の次の通牒の付記を考察するならば、一貫して過剰人口排出方針であったと考えられる。以下の付記は、後述の「集団募集」応募勧奨を指示する通牒、すなわち1941年1月14日朝鮮総督府警務局長「朝鮮人労働者ノ内地渡航取締＝関スル件」（“Archives” T1473所収）の付記である。「本件ハ内地渡航制限ノ撤廃ヲ期セントスル本府從來ノ方針ヲ変更シタルモノニ非ズ……」。
- 8) 例外であることは当時も次のように指摘されていた。「支那事変発生以来内地労働力に不足を来したる為、之を補充する必要上昭和14年7月労働員計画の実施と共に、前記〔1934年の一引用者〕閣議決定の例外として、一定数の朝鮮人労働者移入の方針を探りたり」（『社会運動の状況』1942年）759頁。前注2で森田芳夫も同様に指摘していることに留意されたい。
- 9) 従来の研究では、この「集団募集」を強制連行と規定している。後述の如く、契約内容を十分知らさない等々の労務管理の強圧的性格の側面から見れば、こう規定してよいであろう。しかし、政策としては本稿に述べる位置づけにあり、強制連行は主観としては意図されていなかったと考えるべきであろう。
- 10) いずれの通牒も詳細な内容は不明である。但し、「朝鮮人労働者募集要綱」「朝鮮人労働者移住＝関スル事務取扱手続」の要約は、前田一『特殊労働者の労務管理』（山海堂、1943年）29～34頁にある。
- 11) 日本鉱山協会『半島人労働者＝関スル調査報告』（1940年）における札幌管内鉱山の「半島人は如何なる作業に適するやに就ての感想」の回答。調査時点は1940年7月と推定される。
- 12) 石炭鉱業連合会「移入朝鮮人鉱夫就業調（1939年11月25日調）」〔田中直樹「第二次大戦前夜の炭鉱における朝鮮人労働者」（『朝鮮研究』1968年4月号）に転載〕。
- 13) 前掲『半島人労働者＝関スル調査報告』の「契約期間」の項による。
- 14) たとえば、朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』（未来社、1965年）、朝鮮人強制連行真相調査団編『朝鮮人強制連行強制労働の記録』（現代史出版会、1974年）に詳しい。

- 15) 「仕事先及び炭鉱について 完全な 理解を以て渡航する者は約10%にして、50%以上は行先は勿論、勤務先及仕事について知らずにやって来る」〔『労働科学研究所『炭鉱における半島人労務者』1943年〕30, 31頁〕。これは1942年1月の調査を素材としている。
- 16) 1939年10月10日厚生省社会局長、内務省警保局長「協和事業ノ拡充ニ関スル件」〔『協和事業彙報』1939年10月号〕2～13頁にほぼ全文所収。協和事業については本稿ではふれることができない。これについては朴慶植「日帝時代における『協和会』について」〔『季刊現代史』第5号, 1974年〕が詳しい。
- 17) 「半島労務者問題座談会(1939年12月21日)」〔『産業福利』第15巻3号, 1940年〕における厚生省協和官武田行雄の発言。
- 18) 同上における中央協和会理事長関屋貞三郎と北炭労務課中山督の会話による。
- 19) 北炭『七十年史・第一次稿本勤労編』1953年, 365～368頁。
- 20) 「皇国臣民の誓詞」は1937年に制定され、朝鮮人全員が暗唱することを義務づけられた。
- 21) 前掲『炭鉱における半島人労務者』37頁。
- 22) 八幡製鉄所「移入朝鮮人労務者ニ関スル調査(昭和19年3月1日現在)」〔“Archives” T1486所収〕。
- 23) 前掲「半島労務者問題座談会」における中山督の発言による。
- 24) 『社会運動の状況』1939年, 1009頁。

III 1942年閣議決定への移行

第1回目の「集団募集」は、朝鮮半島における凶作と重なり、ほぼ予定の労働者を募集しえたようである。その間の事情は次のように述べられている¹⁾。

最初(昭和13年)²⁾はかつてない大旱魃の後だったんです。木の根、草の根を食べている状況だったものですから、最初の村へ行ったときは救いの神があらわれたというわけで、一つの村に10人というのが200人位集まって、もう断わるにも大変だった。……

最初の募集のときは宣伝どころじゃないですよ。20人、30人わあっと集まってくる。ずうっと二列に並べて体の大きい者から(笑声)ずうっと閲兵して歩き、『お前こい』、『お前こい』と10人から20人位別にするんですが、元に戻ってくるとみんな前列にきてるんです。

「集団募集」が、朝鮮における過剰人口の存在を一定の前提としていたこと、それゆえ、一定の成功の保証があったことがうかがえる。しかし、以上の

表 4 朝鮮人労働者連行状況

年度	項目	計 画 数	実 際 連 行 数	達 成 率
1939		85,000人	53,120人	62.5%
1940		97,300	59,398	61.0
1941		100,000	67,098	67.1
1942		130,000	119,851	92.2
1943		125,000	128,354	102.7

出典：朝鮮総督府「第85」回帝國議會説明資料「朝鮮史料研究会『朝鮮近代史料研究集成(四)』所収」より作成。

如き状況は第1回限りであり長く続かなかった。労働力不足の更なる進展にもかかわらず、朝鮮人労働者の増加はそれほど進展しなかった。表4はその状況を示している。「集団募集」下の1941年までは、計画数の60%台しか充足できなかったのである。労働力不足の進展の理由は生産拡大の必要であろう。そして前述の労働者の逃走は、労働力不足を倍加したに相違ない。では、応募労働者増加の緩慢さの理由は何であっただろうか。一つは、朝鮮内でも労働力不足傾向となり賃金上昇が見られ労働者が渡航しないこと、今一つは、渡航を希望する労働者でさえ、就業先の労働条件を理由に「集団募集」を嫌うこと、この二つが理由であった³⁾。

以上の状況への対策としては、特に著しい労働力不足をみた炭鉱や鉱山に動員計画実施を促進すると共に、1941年初めに次の2点が上げられている⁴⁾。

集団募集以外ノ内地渡航希望労働者ニ対シテハ務メテ石炭鉱業及金属鉱業ノ集団募集ニ応募スル様勧奨スルコト

集団募集ニ依ル石炭鉱業及金属鉱業ノ内地移住朝鮮人労働者ノ雇傭契約ノ更新ヲ勧奨スルタメ概ネ左記ノ措置〔省略〕ヲ講ズルモノトス

「集団募集ニ応募スル様 勧奨」と「雇傭契約ノ更新ヲ勧奨」、この2点が対策であった。前者については、例外としての「集団募集」という政策内で行なわれたものにすぎない。しかし、後者はこの枠外に出ようとする方向を持つものであった。すなわち、雇傭期間は2年間と一応定める方針から、期間の延長を目ざす方針への微妙な変化があると考えてよからう⁵⁾。もちろん、1942年閣議決定下ほどの強制力を持って「勧奨」されたかどうかは、不明である。おそらくは、それほど有効ではなかったと考えられる。この問題について1942年閣議決定下のように紛争は起っていないからであり、「集団募集」政策の前述の内容からして、「勧奨」が大幅に行なわれ

るとは考えられないからである。対策が無力であったことは次の資料からもうかがえる⁶⁾。

所謂縁故渡航者ヲ時局産業ニ移住セシムルニ就テハ本年度ニ限り5000名ヲ労務動員計画ノ正式数字ニ計上セルモノニシテ其ノ割当ハ別表〔省略〕ノ通りナルコト

「労務動員計画」の数字が「集団募集」のみでは達成できないという認識から、縁故渡航する労働者を計画数の内に含めることにより、計画の達成度を高めようとしたことがうかがえるのである。

以上の事態の改善は、「集団募集」政策の転換による、統制の強化以外では不可能であった。どの時点から政策の転換が検討対象となったかは、明確でない。しかし、1941年9月の段階では、少なくとも厚生省内では、政策転換が考慮されていたと考えられる資料がある。石炭鉱業連合会に対し、次のような「厚生省当局内意」が伝えられている⁷⁾。

一、労務調整令ニ於テハ農村ニ労力ヲ保留スル方針ナルコト、勤労報国隊ノ供出ニ就テハ農林省ニ反対アルコト、都市転業者ハ地下労働ニ不向ナルコト、応召モ増加ノ傾向ニアルコト等ノ理由ニヨリ今後ノ炭鉱労務者ハ全員ノ六割坑内夫ノハ、九割位迄ハ半島人ニテ補充セザル可ラザル情勢必至ノ見透シナリ

二、従ッテ今後ハ半島人ヲ熟練工化スルコト、大量移入ニ備ヘ多数ノ半島人職長ヲ養成スルコトトセラレタシ

1939年閣議決定下の労務管理の転換、すなわち、生産過程の基軸に朝鮮人労働者を置く必要が、労働力不足の進展により余儀なくされるであろうとする予測なのである。

こうして1941年9月段階で政策転換が考慮され始めたのであるが、転換を直接引き起こす契機となった事態は二つ考えられる。第一には、労働者の契約期間の満期が来たことである。前述のように、契約期間は2年を通例としており、最初に渡航した労働者が多く就業していた炭鉱や鉱山では、1941年10～12月がその2年目であった。動員計画すら達成不可能なところへ、満期者が続出し退職者が追加されることは、労働力問題に重大な打撃を与えることは明らかである。しかも、石炭鉱業連合会の調査では、10～12月の全国「契約満期者数」5,738名に対し、「再契約の見込ある数」は2,588名⁸⁾にすぎず、半数

近くの退職見込となっていた。例外としての労働者の位置づけでは、「勧奨」によってこの退職者の多さを阻止することは困難であった。第二は、12月8日の日米開戦であろう。日中戦争以上の総力戦を予想しなければならなかった。しかも、軍要員の召集の拡大により、労働力不足は一層深刻化することになった。のみならず、戦争指導のスローガンとして「大東亜の共栄」⁹⁾を、すなわち、日本を中心とする新再生産圏の確立を企図する以上、朝鮮人労働者を単なる日本の労働力不足対策と治安対策の観点のみで見ることは許されなかった。総力戦を戦う上でも、植民地朝鮮の新たな位置づけを必要としたのである。

1) 茂尻炭礦労務課に長く勤務していた太田文雄の座談会における発言〔北海道立労働科学研究所『石炭鉱業の鉱員充足事情の変遷』（1958年）17頁所収〕。

2) 昭和14年の誤りであろう。

3) 1941年2月27日内務省警保局保安課長「朝鮮人労働者移住促進ニ関スル緊急措置ニ関スル件」(“Archives” T1473所収)には次のように述べられている。「募集ニ依ル朝鮮人労働者ハ大部分南鮮地方（慶尚南北道、全羅南北道）ノ農村出身ナルガ最近ニ於テハ各道相当数ノ労働者ヲ供出シタル為ニ其ノ地方ノ労働力不足ヲ来シ之ニ伴ヒ農業賃金高騰シテ一般農業経営ニ困難ヲ来シタルコトニ又、西鮮、北鮮地方ヘノ労力補給ト内地ヘノ集団移住トガ競合シツツアルコトニ食糧増産技術上平素ヨリ相当ノ余剰労力ヲ必要トスルコト等ノ事情ニ依リ地元ニ於テ供出ヲ喜バザル傾向ニアリ。加フルニ労働者ハ鮮内ニ於ケル労銀昂騰ニ依リ生活ニ余裕ヲ生ジタルト、内地就労先ガ僻陋地ニシテ坑内作業ナルヲ嫌避シ予定ノ労働者ヲ移住セシメ得ザル」。

4) 1941年2月1日企画院第三部「石炭等増産ニ関スル昭和15年度第4四半期及昭和16年度第1四半期朝鮮人労働者移住促進ニ関スル緊急措置」(“Archives” T1473所収)。

5) この変化の最初の政策上の表明は、おそらく1940年8月1日厚生省発職第105号「雇傭期間満了（雇傭期間満了以前ニ於ケル事業ノ縮小廃止ヲ含ム）セル募集ニ依ル移住朝鮮人労働者ニ対スル措置ニ関スル件」であろう。1941年4月11日厚生省職業・社会局長、内務省警保局長「昭和16年度労務動員計画設定ニ至ル迄ノ朝鮮人労働者ノ移住ニ関スル暫定措置ニ関スル件」(“Archives” T1473所収)にそれをうかがわしめる記述がある。

6) 1941年4月19日内務省警保局保安課長「労務動員計画実施ニ伴フ所謂縁故ニ依ル朝鮮人労働者ノ移住取扱ヒニ関スル件」(“Archives” T1473所収)。

7) 1941年9月26日「第281回石炭連合会報告書」〔前

掲田中直樹論文に転載)。

- 8) 石炭鉱業連合会「雇傭契約満期朝鮮人員数調(昭和16年9月12日調)」(前掲田中直樹論文に転載)。
9) 開戦直後の第79帝国議会で首相東条英機がこれを強調した。

IV 1942年閣議決定下の労資関係

1 政策

政策転換のメルクマールは1942年2月13日の閣議決定「朝鮮人労務者活用ニ関スル方策」であった¹⁾。これによって1934年閣議決定は初めて廃止されたのである²⁾。この閣議決定は「趣旨」として労働力不足問題の重要性を説き、以下のように述べている。

然ルニ朝鮮人労務者ノ内地送出並ニ之ガ使用ニ関シテハ複雑ナル事情交錯シ内鮮ノ指導必ズシモ一致セズ之ガ為シタル弊害亦尠カラズ、今ヤ内地労務者ノ資質ニ鑑ミ所要ノ朝鮮人労務者ヲ内地ニ於テ活用スルハ不可欠ノ要請ナルヲ以テ此ノ機会ニ於テ既往ノ経験ヲ省察シ其ノ施策ニ統一ト刷新トヲ加ヘ内鮮共ニ真ニ指導性アル方策ヲ確立シテ速ニ之ヲ実行スルコト最モ必要ナリ而シテ其ノ要ハ労務ノ活用ト同時ニ教化ヲ重ンジ以テ朝鮮統合ノ大方針ヲ推進スルト共ニ此等育成セラレタル労務者ハ之ヲ朝鮮ニ還元シ朝鮮ノ我が大陸前進基地タル地位ノ強化ニ資セシムルニ在リ

この「趣旨」の中で「内鮮共ニ真ニ指導性アル方策ヲ確立」することが強調されているのは、例外としての「集団募集」下では、二つの閣議決定が並行し、かつ三つの省庁で方針が分立しており、統一した政策でなかったことの反省である。

次いで、新政策の朝鮮人労働者の位置づけが述べられる。「朝鮮人労務者ヲ内地ニ於テ活用スル」方針と、「育成セラレタル労務者ハ之ヲ朝鮮ニ還元」する方針の2点である。前者は日本における朝鮮人労働者の抜本的位置づけの宣言であり、後者は、日米開戦後の「大東亜共栄圏構想」から、植民地朝鮮の再把握を目ざしたものと考えてよいだろう。しかし、後者は画餅にすぎなかった。日本での労働力不足の深刻さゆえに、そして契約満期者の帰国が更に深刻さを深めるゆえにこそ、政策の転換が行なわれたのであった。「朝鮮ニ還元」する余裕など初めからなかったのである。

さて、「朝鮮人労務者ヲ内地ニ於テ活用スル方策」とは何なのか。「趣旨」に続く「方針」は最初に次のように述べている。

本方策ハ軍要員ノ拡大ニ伴フ内地労務動員ノ実情ニ鑑ミ朝鮮ニ於ケル適材ヲ内地総動員業務ニ活シ以テ人的国力ノ総合発揮ニ遺憾ナカシムベキ基本観念ノ下ニ之ヲ実施スルモノトス

朝鮮人労働者に大幅に依存し戦争遂行上の生産拡大を行なうことが述べられている。朝鮮人労働者が、単なる「例外として」ではなく、本格的労働力として位置づけられ、前閣議決定下の政策は大きく変更されたのであった。この位置づけの変更は、朝鮮人労働者の連行方法の改変をせまる。やはり「方針」では次のように述べられている。

本方策ニ基ク労務者ノ送出ハ朝鮮総督府ノ強力ナル指導ニ依リ之ヲ行ナフモノトシ所要ニ応ジ国民徴用令ヲ発動シ要員ノ確保ヲ期スルモノトス

「朝鮮総督府ノ強力ナル指導」とは、「職業紹介所及府邑面」が「労務者ノ選定ヲ了スル」ことを意味していた³⁾。「集団募集」では募集主体は一応個別資本であったが、今閣議決定では国家権力そのものが動員機関となったのである。文字どおりの強制連行の開始であった。それゆえ、場合によっては「国民徴用令ヲ発動」することもすでに予定されているのであった⁴⁾。

朝鮮人労働者の本格的依存と強制連行、これが今閣議決定における朝鮮人労働者の位置づけであった。

さて一般的労働者の渡航抑制方針はどうなったか。本閣議決定では明示されていないが、別の協定が関係省庁と朝鮮総督府との間で結ばれており、それには「内地渡航ノ抑制ニ努ムルコト」と明記されている⁵⁾。以前同様の方針である。しかも、渡航は「已ムヲ得ズト認メラルル者ニ限り之ヲ認ムルコト而シテ右ノ已ムヲ得ザル事情ニ付テハ従来ヨリ一層厳重ニ解釈スルコト」と抑制が強化さえされた⁶⁾。だが、その理由には変化が生じている。以前の理由は治安対策であったが、今回の理由は「戦争目的遂行上内地及朝鮮ニ於ケル労務統制ノ強加ニ伴ヒ事実上強度ノ統制ヲ受クルノ已ムヲ得ザル所以」とされている⁷⁾。「労務統制」すなわち国家権力自体による労働力配分を行なうがゆえに、自由な労働移動を禁止するという論理となっているのである。かくして、例

外では不十分という状況に立ち至ったがゆえに、例外であることが必要という意味は後退せざるを得なかったのである。

さて、この閣議決定の具体化過程で三つの注目すべき通牒が出される。第一は、前年12月27日内務厚生両次官から出された「労務動員実施計画ニ依ル朝鮮人労務者内地移入ニ関スル件」である⁸⁾。この内容は「鮮人内地移入斡旋要領」と推測され、強制連行の具体的手続を定めたものであった。第二は、閣議決定と同日に厚生省生活・労働・職業局長、内務省警保局長より出された「移入朝鮮労務者訓練及取扱要綱ニ関スル件」であり⁹⁾、かねて協和会で検討作成された「移入労務者訓練及取扱要綱」を実施するよう命じたものである。この「要綱」は詳細に労務管理の標準を述べ、訓練期間を6ヶ月に延長することなど、新たな朝鮮人労働者の位置づけに対応した労務管理のあり方を示したものとえよう。第三は、1942年12月出された雇傭期間の延長に関する通牒である¹⁰⁾。この通牒では、「昭和18年3月末日迄の間に於て契約期間満了する者」に「期間延長を欲せざるものと雖少なくとも18年3月末日迄は継続就労せしむること」とされていることが注目される。強制的な期間延長がめざされているのである。前政策下では期間延長の「勸奨」だったのであり、希望しない労働者に別段の指示はなかった。この通牒が、今政策下の朝鮮人労働者の位置づけに対応して出されたことはいうまでもない。以後も、1944年4月に厚生省勤労・健民局長、内務省警保局長、軍需省総動員局長より「移入朝鮮人労務者の契約延長の件」が出されている。

2 経営内での位置と労務管理

以上の政策下の、生産過程における朝鮮人労働者の実際の位置を確認しておこう。表5は、1942年閣議決定下の1943年2月及び1945年6月における炭鉱労働者の構成を示す。表5のAをみると、炭鉱業の中心的生産過程たる坑内作業、とりわけ採炭と運搬に、多くの朝鮮人労働者が労働していることが確認できる。前政策下では、熟練を要しない運搬等に配置されていたが、今政策下では、熟練を要する採炭過程にも配置されているのである。更に、依存度を見ても、坑内作業では日本人労働者を上回る労働者が労働している。表5のBは、特に朝鮮人労働者への依存を強めていた北炭の敗戦直前の構成である。表5のAで示されている傾向が一段と強まっていることが理解される。とりわけ、採炭夫は8割が朝鮮人労働者という高率であり、朝鮮人労働者のみの切羽も当然あったと思われる。

中心的生産過程にあった労働者は、必然的にその雇傭期間の延長を求められた。前述の期間延長に関する通牒もこれを反映するが、当時の論説では次のように主張されていた¹¹⁾。

現在の雇傭期間二ケ年はあまりにも短きに過ぎ漸く熟練坑夫の域に達すれば帰鮮し新たな労務者を充足する現情では増産能率上らずとしこれを少なくとも一ケ年程度延長し三ケ年位とし……

現行契約期間二ケ年を三ケ年に延長すること斯くして二ケ年間に得たる経験能力を十分に活用すること

労務管理方針については、前政策下と同様、強圧

表 5 炭鉱労働者の構成

A 1943年2月の北海道の全炭鉱

国籍	坑内									坑外								
	採炭夫	充填夫	仕繰夫	掘進夫	運搬夫	機械夫	工作夫	雑夫	計	選炭夫	運搬夫	機械夫	工作夫	電気夫	雑夫	計		
日本人	6,937	568	3,914	1,392	3,020	2,718	1,972	1,748	22,269	2,081	1,424	1,700	3,176	779	8,902	18,062		
朝鮮人	9,243	1,204	1,663	2,692	7,108	371	623	1,713	24,617	139	568	71	62	26	1,142	2,008		
比率 (%)	57.1	67.9	29.8	65.9	70.2	12.0	24.0	49.5	52.5	6.3	28.5	4.0	1.9	3.2	11.4	10.0		

B 1945年6月30日の北炭

日本人	1,162	146	1,339	522	896	664	809	635	6,173	478	664	608	1,288	435	4,803	8,276
朝鮮人	5,053	941	2,153	1,457	2,508	435	975	824	14,346	3	979	69	126	47	1,519	2,743
中国人	118	16	26	70	134		13	128	505		17				129	146
比率 (%)	81.7	86.8	61.9	74.5	74.7	39.6	55.0	60.0	70.6	0.6	60.0	10.2	8.9	9.8	25.5	25.9

出典：北海道立労働科学研究所『北海道炭鉱統計資料集成——労働編』26, 30, 31, 34, 35頁より作成。

注：短期労働者（勤労報国隊等）は含まない。比率は総数に対する朝鮮人（+中国人）の割合である。

的性格が維持された。しかし、新たに二つの方針が加わったことが特徴である。この点を北炭を例に見てみよう。

第一の方針は、熟練養成であった。炭鉱で最も熟練を要するのは採炭夫の先山である。北炭では、1942年2月10日「先山養成訓練要綱」が制定され、朝鮮人労働者の熟練養成の第一歩がはじまった¹²⁾。この「要綱」では、先山の労務管理上の任務や作業指揮上の知識を教育し、詳細な評価基準により教育結果を採点し適否を判断することとしていた。日本人労働者の先山養成では、その方法を経営が特に設定したことはない。ここに、採炭過程にも多くの朝鮮人労働者を配置するために、経営が朝鮮人先山の養成を必須としていたことがうかがえる。

第二は、日本人朝鮮人労働者合同の同一作業場単位で行なわれる各種「練成」である¹³⁾。「練成」は労務管理担当者が質量ともに低下したことの対策として労務管理担当者を対象に発足したが、逐次その参加者範囲を拡大し、1943年当時には労務管理担当者を除く労働者のみの「練成」も行なわれていた。「練成」の内容は、この時代に特徴的な精神主義注入を目的としたもので特記するほどの内容はない。しかし、この「練成」が日朝労働者をともに含めて行なわれたことは、朝鮮人労働者への高い依存と、それに伴う日朝労働者間の紛争発生の対策として考慮されていたことをうかがわしめる。

以上の二つの労務管理方針を含め、戦時下の朝鮮人労働者の労務管理は、その全貌をここに明らかにする。1943年11月刊行された前田一著『特殊労務者の労務管理』は、この全貌を余すところなく伝える、当時の“虎の巻”であった¹⁴⁾。

3 抵抗闘争

1941年には減少した紛争も再び1942年には増加

に転じ、逃走者も以前同様の多さが続いた。前政策下同様の紛争と逃走者の発生であったが、質的には新たな抵抗形態がこれらに加わっていた。以下でそれを考察したい。

第一に、紛争の新たな争点と形態である。争点には「帰国要求」が加わっていた。1942年閣議決定下の強制連行、雇傭期間延長の強制、これが「帰国要求」紛争発生を必然化した原因であった¹⁵⁾。次に形態では、暴行を含む直接行動が増加した。資料上、前政策下と今政策下のその数を比較することはできない。しかし、表1の如く1942年から警察が直接行動に注目し、同時に表6の如く連行労働者に伴う「内鮮人闘争事件」をとり上げていること、しかも、これらが増加傾向にあることを考えれば、このように結論してよいであろう¹⁶⁾。

第二に、朝鮮独立運動の一環として紛争を起こす意識的な活動が強まったことである。この特徴は警察側も注目し、次のように述べている¹⁷⁾。

従来は思想的な原因等に依りまして発生しました集団暴行事件等は殆んど絶無であったのですが、最近に至り二、三思想容疑者の煽動に基き集団暴行の拳に出た事例が存するのであります。

特に注意を要すると思料せらるるのは最近思想分子又は不良分子が介在して意識的に帝国を敗戦に導く為に生産を阻害して居った事例があることであります。其の例は一、二申上げますと

其の一は昨年11月北海道に於て移入朝鮮人労務者（目下治安維持法違反として検挙取調中）が意識的に他の労務者を煽動して石炭増産を阻害して居った事例であります。

即ち昭和17年8月北海道夕張炭鉱に移入朝鮮人労務者として移住した崔元貞と云ふ思想的意

表 6 連行朝鮮人労働者の「内鮮人闘争事件」

項 目 年	総 数		形 態				結 果					
			直 接 行 動		そ の 他		送局せるもの		妥 協		そ の 他	
	件 数	参加人員	件 数	参加人員	件 数	参加人員	件 数	参加人員	件 数	参加人員	件 数	参加人員
1942	92	3,399	86	3,147	6	252	35	951	16	471	41	1,977
1943	119	3,051	91	2,406	28	645	48	574	17	531	46	1,684
1944	147	5,086	122	3,702	25	1,384	56		37		54	

出典：1942年は『社会運動の状況』、1943、1944年は『特高月報』、1943年8月、1944年2月、11月号による。

注：1942、1943年は「募集」「斡旋」労働者の和。1943年は結果の項の総計と総数が一致しないが、原資料に従った。1944年は11月警保局到着分までである。

識分子が同炭鉱に着山以来他の移入労働者に対し「日本が戦争に敗ければ米英の援助により独立することが出来る、朝鮮が独立すれば差別的取扱もなく朝鮮人に真の幸福が来る。日本を敗戦に導く為には仕事を怠けて石炭を出さないやうにしなければならない。」と独立思想を宣伝し民族意識の昂揚を図ると共に怠業を煽動して同人等の作業場所に於ける一日の採炭面3米90位であったのを昨年6月頃に至りまして2米60に低下せしめるに至ったと云ふ事実があるのであります。

強制連行は、同時に、日本帝国主義にとって「好ましからざる朝鮮人」をも含めて強制連行しなければ、労働力不足対策とならなかったという矛盾をはらむものであった。

こうした紛争は1944年に特に著しくなるようである。そして、前述の紛争の争点と形態の新たな特徴と結びつき、帰国要求を掲げ直接行動に訴える抵抗形態が始まりつつあった。しかも、そのため事前に入念な計画と組織をつくり上げるということすら行なわれていた。一例として、旭川市近郊の建設現場の労働者を組織して、1944年8月ごろに逃走による生産阻害や再契約反対運動により日本の戦力を低下させることを計画していた松村隆春の活動が上げられよう¹⁸⁾。意識的な労働者が強制連行され、あるいは自発的に運動組織のため強制連行に応じ、その就業先で組織活動が開始されたのである。

第三に、日本帝国主義にとって「好ましい朝鮮人」も、以上の紛争や組織活動の状況を反映し、日本帝国主義批判を強めつつあったものと考えられる。その一例を上げよう。白尹用は、1942年12月には、協和会長表彰を受ける次のような人物であった¹⁹⁾。

三菱大夕張礦の優良半島戦士の表彰式は12月13日協和会館で挙行された。この日の被表彰者は2年以上再契約したもの或ひは操行技術の優秀者のみで北海道協和会長表彰は金億祚以下〇〇名山本夕張協和会長表彰は朴斗八以下〇〇名であったが山本会長の訓示、立花大夕張礦業所長の祝辞に対し被表彰者代表の白尹用君は“皇国民としての誇りを自覚しこの感謝感激を出炭の増強と後進の善導を捧げ大御心を安んじ奉らん”という意味の答辞を述べた。

表 7 朝鮮人治安維持法違反検挙者数

年	総 数	A	B
1940	151人	73人	11人
1941	224	143	11
1942	173	87	11
1943	190	85	21
1944	153	48	43

出典：『特高月報』各月号の「治維法違反朝鮮人検挙調」より作成。但し、1944年5月9月12月号は欠けている。

注：A欄は日本の各種学校在学生のみ数であり、中退、卒業生を含んでいない。B欄は、「土工」「人夫」「炭坑夫」「移入労働者」とされているもののみ。A、B共通のものはどちらにも入れていない。

ところが、この白尹用は、1年半後の1944年の次の資料に示されるように、朝鮮独立運動被疑者として検挙されるのである²⁰⁾。

（府県庁）北海道 （氏名年齢）白尹用〔40〕
（検挙月日）5.17 （犯罪被疑事実）朝鮮独立運動 （本籍）慶北 （学歴）普通卒
（職業）通訳土工

北海道庁に於て検挙取調中にある石炭出炭量の減産を当面の目標とせる治維法違反事件はその一部関係者を目下送局なしつゝあるが白川尹用は徴役2年と確定せり。

以上3点にわたって、1942年閣議決定下の抵抗形態の変化を検討して来た。この変化は、日本における朝鮮独立運動の主体の変化を呼び起こすことになった。表7は、この間の朝鮮人治安維持法違反者数を示したものである。年を経るに従い在学生在が減少し、連行労働者とはほぼ考えてよい職業の労働者が増加していることが理解できる。運動の主体が学生を中心としたインテリゲンチヤから、連行労働者に移りつつあると結論してよいだろう²¹⁾。事実、北海道での検挙者1943年3人のうち2人が、1944年28人のうち22人が連行労働者であったのである²²⁾。

1942年閣議決定下の朝鮮人労働者の抵抗は、争点に帰国要求を加え、紛争形態を激化させ、意識的組織的な運動へと質的転化をとげつつあったといえる²³⁾。1942年閣議決定は、日本帝国主義の戦争遂行に不可欠であった。しかし同時に、この閣議決定は、日本帝国主義を内側から崩壊に導く要因も醸成したのである²⁴⁾。

4 小 括

労働力不足対策が例外では不十分な状況に立ち至ったことは、新たな朝鮮人労働者の政策的位置づけ

を必要とした。それは、大幅依存と強制連行であった。経営内での位置と労務管理も、この政策に合致したものとなる。しかし、この大幅依存と強制連行ゆえに、朝鮮人労働者の抵抗は激化し、意識的組織的になった。かくして日本帝国主義の崩壊は促進されたのである。

- 1) “Archives” T1473所収。
- 2) この廃止は閣議決定に関連する多くの通牒に明記されている。
- 3) 「鮮人内地移入幹旋要綱」(前田一『特殊労働者の労務管理』48～56頁に引用)。
- 4) 松村高夫「日本帝国主義下における植民地労働者」(慶応義塾大学『経済学年報』10, 1967年)では、この時期を「官幹旋」政策による連行と規定し、1944年9月から「徴用」政策による連行と規定している。しかし、「官幹旋」政策を決定した1942年2月13日の閣議決定を見るならば、「徴用」はすでにその中で意図されている。又、本稿で後述する経営内での位置と労務管理や労働者の抵抗の性格は、1942年閣議決定下で、基本的にはすでに確定している。連行方式に注目するのではなく、労資関係に注目するのであれば、あらためて「徴用」で画期を設ける必要はないと思われる。
- 5) 1942年3月18日企画院「朝鮮人ノ内地渡航取扱ニ関スル協定」(“Archives” T1473所収)。
- 6) 1942年5月27日内務省警保局長「朝鮮人ノ内地渡航取締ニ関スル件」(“Archives” T1473所収)。
- 7) 前掲1942年3月18日の「協定」。
- 8) 閣議決定以前にその具体化の通牒が出されていることは、一見奇妙である。しかし、閣議決定の内容については少なくとも前年12月下旬には出来上がっていたと思われる。12月26日すでに企画院第三部より「朝鮮人労働者活用ニ関スル方策中要領七ノ運用ニ関スル関係省間の覚書」(“Archives” T1473所収)が出されていることから、それはうかがえる。
- 9) 当時、中央協和会で出版されたパンフレットによる。
- 10) 『社会運動の状況』1942年、910頁所収。名称や出所は不明である。
- 11) 前文は『日本産業経済新聞』1942年11月15日記事「協調会『戦時労働事情』(1944年)85頁より引用」。後文は前田一「炭礦能率の隘路と打開策」(『工業国策』1944年1月号)。
- 12) 北炭『七十年史・第一次稿本勤労編』363～365頁。
- 13) 同上、131～135頁。及び小松三四郎「新夕張礦に於ける労務管理の刷新と能率向上に就て」(『日本鉱業会誌』1943年6月号)。小松三四郎は北炭の新夕張礦長である。
- 14) 1942年閣議決定下で追加された二方針は、同著では「就労後の再訓練」として分類されている。

15) 復刻版『特高月報』は、1942年からではなく、1944年6月号以降でこの争点に特に注目している。前述の1944年4月の通牒「移入朝鮮人労働者の契約期間延長の件」の結果が、治安対策的見地から注目されたのであろうと推測される(なお復刻版『特高月報』は1944年5月号を欠いている)。しかし、「帰国要求」の原因を考えれば、それは1942年閣議決定との関連で理解されるべきである。

16) 紛争の質の変化は警察資料上の分類項目の変化によく反映している。『社会運動の状況』『特高月報』では次のように変化している。

1939年は、「原因」「形態」「結果」に大きく三分されている。このうち「原因」は「賃金値下反対」「休業反対」等の項目を含み、不況下の紛争原因を重視している。又、対象は「集団募集」労働者とそれ以外の労働者との区別がない。1940、1941年は、上記の区別が行なわれた。

1942、1943年は「原因」の項が全部消える。そして「形態」には「直接行動」が、「結果」には「送局せるもの」が加わる。又、新たに「内鮮人闘争事件」が「労働紛争」に関連して注目されることになる。対象は「募集」と「幹旋」労働者の区分となり、それ以外の労働者分は消えている。

1944年は、「形態」の「直接行動」が更に「集団暴行」とその他に区分された。又、対象は上記の区分を一切行っていない。警察は激化傾向に注目していることが看取されよう。

- 17) 1944年1月14日「治安状況に就て(警察部長会議に於ける保安課長説明要旨)」(“Archives” T1480所収)。
- 18) 「創氏改名」による日本名で本名は不明である。1945年5月13日北海道長官「旭川土建朝鮮独立運動事件関係被疑者『松村隆春』検査ニ関スル件」(“Archives” T1510所収)。なお同人は『特高月報』1944年11月号では11月16日検査となっているが、原資料の北海道長官「朝鮮独立治維法違反被疑者取押方手配(一部解除)ノ件」(“Archives” T1510所収)では8月28日以来逃走し1945年4月28日検査となっている。
- 19) 「大夕張礦の半島戦士表彰式」(『日満支石炭時報』1943年2月号)90頁所収。傍点は引用者。
- 20) 『特高月報』1944年7月号、48頁、および1944年11月号、92頁。傍点は引用者。なお、前注19資料にあらわれる金億祚についても、白尹用と同様の変化を想像させる。金億祚は敗戦後に大夕張の朝鮮人団体の首脳部の一人となり、日本人労働者の組合結成の協力者となった。佐藤義昌「思い出の人々」(『大夕張炭鉱労働組合創立十周年史』1956年)21頁。
- 21) 表7のA即ちインテリゲンチヤ、B即ち連行労働者といえないことはもちろんである。しかし、一般的傾向としてはこのように把握できよう。
- 22) 『特高月報』各月号による。なお治安維持法違反朝

鮮人の数は警察資料でも一致していない。『社会運動の状況』1942年、834頁では、1940年165名、1941年257名、1942年168名となっている。また、敗戦日前後に警保局保安課で作成された表（“Archives” T1510所収）では1940年130名、1941年242名、1942年163名、1943年144名、1944年189名となっている。

- 23) 戸塚秀夫「戦後日本の労働改革」（『戦後改革5 労働改革』東京大学出版会、1974年）36頁では『特高月報』を使用して第2表「移入朝鮮人労務者」の各種紛争と題する統計表を作成している。しかし、この表作成には疑問がある。

第一は、1943年は「斡旋」労働者分のみ数字を用い、「募集」労働者分の数字は集計されていないが、1944年はこの区分を行っていない原資料の数字そのままを用いている点である。従って1943年は「募集」分を加えると各項目の数字は少し増加する。第二は、1944年7～11月の集団暴行・直接行動の数字は集計上の誤りがあり、掲載されているのは1944年全体の数字である。しかも、事実上、この数字を根拠として「終戦に近づくにつれて、『集団暴行・直接行動』が件数においても、参加者数においても、激増の傾向を示していたことを確認しうるのである」（37頁）とされている。しかし、正しく表を作成するならば直ちにはこう結論できない。

朝鮮人労働者の抵抗については、1943年以降に限らず1939年閣議決定下から考察し、かつ、政策の展開との関連を見つつ質的展開も含めて考察すべきである。

- 24) 朝鮮総督府「第八五 帝国議会説明資料」（朝鮮史料研究会『朝鮮近代史料研究集成』（一）所収）は、朝鮮でも武装抵抗があったことを次のように述べる。

「殊に先般忠清南道に発表せる送出督励に赴きたる警察官を殺害せる事犯の如きは、克く這間の動向を物語るものにて、特に最近注目すべきは、集団忌避乃至暴力行為にして慶尚北道慶山警察署に於て検挙せる不穩企図事件の如きは、徴用忌避の爲青壮年27名が決死隊なる団体を結成し食料、竹やり鎌等の武装を携行山頂に立籠り、あくまで目的貫徹を企図し居りたるものにして尖鋭化せる労働階層の動向の一端を窺知し得らるる所なり」。

む す び

以上の分析から得られる認識を、本稿が持つ意義に即して指摘しておきたい。

第一に、戦前日本帝国主義の特質解明の視点からみてみよう。戦時下の朝鮮人労働者の面からみて、植民地朝鮮の日本帝国主義における不可欠性は明らかとなった。朝鮮人労働者を欠いては、戦争遂行に必要な生産拡大は不可能であったのである。

しかし、政策から見た朝鮮人労働者の位置づけは、2段階に分けられた。1939年閣議決定下では、例外として位置づけられ大幅に依存することはなかった。ところが1942年閣議決定下では、本格的に労働力として依存することになるのである。以上のことは、次のことを意味しているだろう。すなわち、日本帝国主義は戦時経済に伴う労働力不足の認識に厳しさを欠いていたことである。日本の戦時経済はドイツのそれに比して非組織的であったことがしばしば指摘される。本稿の対象に即しても、1939年閣議決定下では、三つの省庁の方針は統一されず、例外として「集団募集」を認める変則的非組織的位置づけに止まったのである。そして、朝鮮人労働者を位置づける統一した方針が確立したのは、戦争も最終局面の、日米開戦に至った後であった。日本の戦時経済の非組織性は、朝鮮人労働者の位置づけの面からも明言できるのである。

第二に、戦後危機の特質解明の視点からみてみよう。かくの如き非組織性は、日本帝国主義の認識の程度にのみ帰せられるものではない。1939年閣議決定は、朝鮮人労働者が日本帝国主義を内側から崩壊せしめる可能性を危惧するという見地からも規定されたものであった。事実、政策の転換に伴う朝鮮人労働者の抵抗形態の変化は、治安当局の危惧が杞憂でなかったことを示した。1939年閣議決定下の自然発生的抵抗は、朝鮮人労働者に大幅に依存せず、強圧的性格を持ちながらも労務管理体制は不十分である中から発生した。従って、減少させる可能性がある。ところが1942年閣議決定下の意識的組織的抵抗は、本格的依存と強制連行の中から発生したのである。

しかも、1942年閣議決定下の抵抗形態は、敗戦直後の朝鮮人労働者の運動形態と酷似していることが注目される。戦争末期には、争点に帰国要求があり、直接行動が増加し、組織的な運動が始まった。敗戦直後には、朝鮮人労働組合を組織し、帰国を要求し、未払賃金の支払と労務管理担当者の追及が行われた。この酷似が示すことは、敗戦直後の朝鮮人労働者の運動は、敗戦により形成されたのではなく、戦時下の抵抗が維持され敗戦という有利な条件の下に昂揚したものであることである。戦後の運動は、実は、戦時下に準備過程をもっていたのである。これ

（32頁へ続く）

- 37) 竣介は実際に三木に執筆を依頼し、承諾の返事を得たものの、結局掲載までにはいたらなかった(松本禎子談・注12に同じ。及び難波田龍起談・1984年4月22日)。
- 38) 中条百合子「ヒューマンイズムの諸相」(『雑記帳』1937年4月号)。
- 39) 「編集後記」(同上、1937年2月号)。
- 40) 「編集後記」(同上、1937年3月号)。
- 41) たとえば、竣介は当時マスコミを賑わしていた「特異児童」山下清少年の絵については、空虚な精神の所産であると断じている(「アヴァンギャルドの尻尾」。「黒い花」, 朝日編, 前掲書)。
- 42) 1939年11月3日のノートによる(松本禎子氏の御好意により見る機会を与えられた)。
- 43) 『雑記帳』1937年10月号の表紙及び11月号に掲載。
- 44) スペイン内戦に際してのピカソの声明から(A. プラント, 荒井信一訳『ピカソ〈ゲルニカ〉の誕生』みすず書房, 1981年, 56頁)。
- 45) 渡辺一民『近代日本の知識人』筑摩書房, 1976年, 248頁。
- 46) 竣介は、1936・37年当時であっても、画学生時代以

- 来のコミュニスト達との交流があった。特に友人蘭田猛の依頼を受けて非合法の共産党関係者の会議にアトリエを提供するなど、運動弾圧後の友人の政治活動にも支援の手を差し伸べていた(松本禎子談, 注11に同じ)。
- 47) 「独裁」(『雑記帳』1937年11月号)。
- 48) 同上。
- 49) 「妻禎子への手紙(抄)」(『みづゑ』1963年4月号, 61頁)。
- 50) 「孤独」(『雑記帳』1937年10月号)。
- 51) 中野孝次「人間愛の画家」(『松本竣介手帖』別冊, 綜合工房, 1985年)。
- 52) 北川民次「若し画家にならなかったならば詩人だ」(『松本竣介画会パンフレット』1939年5月)。
- 53) 「コンフォルミズム」(『雑記帳』1937年12月号)。
- 54) 注40に同じ。
- 55) 島木健作「生活の探求」(『島木健作全集』第4巻, 図書刊行会, 1976年, 99頁)。
- 56) 「生きてゐる画家」(朝日, 前掲書, 247頁)。
- 57) 「独裁」(『雑記帳』1937年11月号)。

(15頁より続く)

が、敗戦直後から朝鮮人労働者の運動が存在した根拠であった。

以上の過程は、日本人労働者の場合とは大きく異なるものであった。日本人労働者は、戦時下では基本的に帝国主義戦争に協力せしめられ、敗戦後も40日余の期間をむなしく過した後にようやく運動を開始した。戦後を戦後危機たらしめることは、敗戦時

点では日本人労働者に課題にならなかったのであった。

朝鮮人労働者は、日本帝国主義を内側から崩壊させる「内圧」となった。これは、朝鮮人労働者に本格的に依存する政策によって生み出された。しかし、かかる政策を遂行しなければ「外圧」に対処できないという矛盾の中に日本帝国主義はあったのである。

歴 史 学 研 究 会 綱 領

- 第1 われわれは、科学的真理以外のどのような権威をも認めないで、つねに、学問の完全な独立と研究の自由とを主張する。
- 第2 われわれは、歴史学の自由と発展とが歴史学と人民との正しいむすびつきのうちにのみあることを主張する。
- 第3 われわれは、国家的な、民族的な、そのほかすべての古い偏見をうち破り、民主主義的な、世界史的な立場を主張する。
- 第4 われわれは、これまでの学問上の成果を正しく受けつぎ、これをいっそう発展させ、科学的な歴史学の伝統をきずきあげようとする。
- 第5 われわれは、国の内外を問わず、すべての進歩的な学徒や団体と力を合わせ、祖国と人民との文化を高めようとする。